

令和6年9月24日

県内初！ 議員発議による「長岡市自助・共助の意識を高め 市民のいのちを守る条例」を可決

長岡市議会では、自助・共助の意識を高め、災害時における市民のいのちを守ることを目的に「長岡市自助・共助の意識を高め市民のいのちを守る条例」を議員有志が発議し、全会一致で可決しました。施行日は、中越大震災から20年の節目となる10月23日です。

この条例は、災害発生直後の公助が機能するまでの間における自助・共助について規定しています。

公助については、災害対策基本法第5条に市町村の責務が規定されているため、あえて自助・共助を中心に規定しています。

1 条例制定の背景・目的

本市は、平成16年に発生した中越大震災、7.13水害の経験から、災害発生直後の公助が機能するまでの間における避難行動や避難生活において、自分の命を自分で守る「自助」、身近にいる人同士が助け合う「共助」が災害から命を守る上で重要かつ不可欠なものであるという教訓を得ました。近年頻発する自然災害に備えるため、これらの意識を高めるとともに、市民による自発的な防災・減災のための活動の促進を図ることを目的として本条例を制定するものです。

2 条例の特徴

本市の地勢の特性を踏まえた地域間共助の在り方や災害時における多様性の理解や尊重について規定しています。

- (1) 本市が広大な市域を有することを踏まえ、地域の特性に応じた災害への備えを実施するほか、災害時に地域間で相互に助け合うこと（地域間の共助）を規定
- (2) 災害時において、一人ひとりが抱える困難等には多様性があることを理解し、互いの立場を尊重して共助に努めること（多様性の理解と尊重）を規定

3 これまでの経過

- ・長岡市の防災を考える議員有志が政策検討会議設置の申入れ（R6/2/29）
- ・令和6年3月定例会において、市民防災条例（仮称）制定検討委員会を設置（R6/3/27）
- ・制定検討委員会を開催し、条文案について協議（R6/3/27～R6/9/4。計6回）
- ・条例案に対するパブリックコメントの募集（R6/7/3～8/2。提出意見は15人から28件）

（問合せ：議会総務課 電話0258-39-2244）

自助・共助の意識を高め 市民のいのちを守る条例の概要

中越大震災及び7.13水害から20年の節目を迎えるに当たり、
自助・共助の意識を高め災害から市民のいのちを守るための条例を制定

【条例制定の背景・目的】

- ・中越大震災、7.13水害の経験から、災害発生直後の公助が機能するまでの間における避難行動や避難生活では、自分の命を守る「自助」、身近にいる人同士が助け合う「共助」が重要であるという教訓を得たこと
- ・本年が平成16年に発生した中越大震災、7.13水害から20年が経過し、改めて自助・共助の意識を高め、市民による自発的な防災・減災のための活動の促進を図ることが必要であると考えたこと

～ 基本理念（第3条） ～

- 自助の理念：それぞれ自らの命を自らで守ること
- 共助の理念：地域の人同士が互いに協力して助け合うこと
- 公助の理念：市民が行う自助、共助を支えること

【市民の自助（第4条）】

- ・災害時に備える意識を高めるとともに、防災・災害に関する情報収集に努める
- ・避難訓練の実施、災害時における避難経路、避難場所の確認その他の防災・減災のための自主的な活動を行う

【市民の共助（第5条）】

- ・避難、負傷者の救護、被害拡大の防止等について相互に協力するため、日頃からの関係づくりに努める

【地域間の共助（第6条）】

- ・各地域の特性に応じた災害に備え、災害時には、地域間で相互に助け合う

【多様性の理解と尊重（第7条）】

- ・災害時に抱える困難、必要とする支援等について、一人ひとり異なる多様性を理解し、互いの立場を尊重する

【市の役割（第8条）】

- ・自助・共助の理念の重要性を啓発し、その推進のための体制を整備
- ・防災・減災に関する情報提供を行い、市民による自発的な防災・減災のための活動を促進